

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年8月5日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 関田 徹

記

| 1 手続番号 | 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|--------------------|---------------------|
| 第 0310-2022-0057 号 | 北足立郡伊奈町大字大針字新田577番 |
| 第 0310-2022-0059 号 | 北足立郡伊奈町大字大針字原661番 |
| 第 0310-2022-0068 号 | 桶川市大字上日出谷字愛宕916番1 |
| 第 0310-2024-0075 号 | 北足立郡伊奈町中央三丁目387番 |